

# 認証サービスの提供における契約条件

## マネジメントシステムの審査に係わる一般契約条件

### 条項 1：定義

「AFNOR グループ」とは、AFNOR の団体および企業、AFNOR が直接または間接的に株を保有している団体およびグループ、あるいは AFNOR が大きな影響力を有している、もしくは AFNOR が運営陣または経営陣の任命をしている団体およびグループを意味する。

「認証機関」とは登録証を発行する権限を有し、個別契約条件の元で指名された AFNOR Certification、および／または AFAQ-EAQA 社、AFNOR グループのいかなる構成員を指す。

「企業」とは認証申請を行っている、あるいは一つもしくは複数の認証を取得している法人を指す。

「地域オフィス」とは認証機関の認証サービスの販売を行っている法人を呼ぶ。地域オフィスは AFNOR グループのいかなる関連会社、もしくは代理店を指す。

「個別契約条件」とはこれらの一般契約条件を明記した契約条件を指し、選択された規格に該当する申し出、そして一つ以上の専門付属書類からなる。

の実施に必要な時間を確保するためである。なお、マネジメントシステムの更新審査の際、大幅修正が必要な場合は、二段階審査を要求することが出来る。

### 条項 2：契約の枠組み

本契約は、認証機関と申請事業体または一つもしくは複数の認証を取得している事業体(以下「企業」という)との間の関係について規定するもので、一般契約条件と個別契約条件により構成されています。

本契約は、他のあらゆる文書に優先して適用される。

本契約は、登録証の有効期限が切れる時点で解除となる。万が一、企業が3年間の取り組みを経ても登録証を取得することができなかった場合は、本契約は法律の力により解除される。その際、企業はいかなる補償も請求できない。

認証機関が送付する更新審査の申し出に企業が同意する場合は、新たな個別契約条件を規定する新たな認証契約がその際に発効する。企業は、登録証有効期限のおよそ2ヶ月前に更新審査について承認するものとする。これは、企業のマネジメントシステムを規格に適合させるための是正処置

### 条項 3 : 目的

直接的に、あるいは地域オフィスを通して企業は、一つまたは複数の規格に基づき、認証機関より一つまたは複数の登録証、ならびに、それに関わる「AFAQ」の商標を使用する権利の提供を受けることを目的として、認証機関に対して企業のマネジメントシステムの審査を実施するよう依頼する。該当する規格で特定の産業分野に関するガイドの記載事項の実施を要求している場合は、認証機関は企業に対して、選択された規格とともに該当する「適用ガイド」を提供する。規格とその版の選択については、専門付属書類に記載している。

### 条項 4 : 認証機関の義務事項

#### 条項 4.1 : 審査

認証機関は、有資格審査員を使い、適切な手段を講じて、以下を行なう義務がある。

- 受理された個別契約条件に従って、企業により申請されたマネジメントシステムを審査する。
- 前述の規定に従って発行された登録証の有効期限の間、規格中に定義されたサーベイランス審査を実施する。

審査条件は、認証機関より企業に送付される通知に記載される。

#### 条項 4.2 : 認証

上述の審査が終了し、かつその結果が良好と判断された場合、認証機関は紙媒体を、企業に発行する。

さらに、一つまたは複数の登録証を規格への適合を認める証として、紙媒体の認証文書を発行し、完了するものとする。登録証および認証文書は、個別契約条件で規定され、審査において適合性を認められた活動および事業所のみを対象とする。登録証、認証文書、審査報告書は、その媒体がいかなるものであっても、認証機関が定める標準書式に従って提供されるもので、この書式は認証機関が予告なしに変更する可能性がある。

認証機関は、登録証および認証文書の記載事項および／または特有の記号の何れについても、いつでも加筆または削除する権利を留保している。企業からの書面による要請に関して認証機関の同意があれば、その要請に応じて、登録証および認証文書に、必要に応じて、認可の証(相互承認協定(MRA)、承認、認定、それぞれの商標およびロゴ等)を添付することができる。このような要請に対して認証機関が拒否をしても、いかなる場合も、企業に対するいかなる補償も問われるものではない。登録証および認証文書は、認証機関の所有物であり、いかなるかたちでも譲渡したり修正を加えた

りすることはできない。登録証は、有効期間 3 年として発行され、その後は同様の期間更新することができる。ただし、法律や規則がこれに反するかたちに変更された場合は、この限りではない。

#### 条項 4.3 : 異議申し立て

企業が認証機関の決定に対して異議を唱える場合、受領確認付きの書留郵便で、アフノールジャパン株式会社経由、その旨を認証機関の下記所轄組織に通知するものとする。

##### ● 初回の場合

AFNOR Certification の統括経営部；

AFAQ EAQA 社の認証部；

##### ● 二度目の場合

AFNOR Certification の監督改善委員会議長；

AFAQ EAQA 社の理事会；

いかなる状況であっても、認証機関の決定に対する異議申し立てにより、その決定が保留されることはない。

#### 条項 4.4 : 商標に関する規定

登録証送付の際、認証機関は企業に一般規則、そして当該商標の使用条件に係る使用規則を同封するものとする。

### 条項 5 : 被審査機関の義務事項

#### 条項 5.1 : 審査に関する義務事項

企業は、その自由意志で受け入れた認証規則への適合を調べる業務を促進し、アフノールジャパンへ支払うべきいかなる金額をも支払うことにより、もしくは必要であれば、地域オフィスに支払うことにより、認証機関に協力しなければならない。企業は、自らが法的要求事項に適合していることを明示する。

特に、ここでは以下の事項が企業に要求されます。

- アフノールジャパンまたはその正規の代理人に対して、必要なあらゆる作業文書、特に企業が使用している文書をアフノールジャパンがその業務を遂行するに十分な時間内に提供する。
- 審査を行なう事業所に赴き、審査で必要となるあらゆる備品を使用するための手段を認証機関に提供する。
- 認証期間から来たあらゆる要員のため、安全衛生に関する規則全てが、適用される法律・規制に確実に適合しているようにする。
- アフノールジャパンの審査の適切な遂行を手助けするために必要なあらゆる措置を講じる。
- 審査に関与しない立会人の参加が、規格、または認証機関および／または認証機関が署名した協定により、認証機関から要請された

ものである場合、その立会人の参加を受け入れる。

- 審査の前に認証機関が送付したあらゆる通知について、そこに規定されている日限までに正式に署名をして、返送すること。日限までに返答がない場合は、企業はその通知に記載されている事項に合意したものと見做される。
- 何れかの審査員に対して正式な忌避要請を行なう必要が生じた場合は、審査通知受領後認証機関に通知する。

企業は、正確かつ漏れのない情報を認証機関に提供し、認証プロセスに影響を与えるあらゆる種類のあらゆる情報を開示する義務があります。具体的には、企業には以下が要求される。

- 自らが受けた過去の認証および／または審査プロセス、ならびにその結果について認証機関に知らせる。
- 必要に応じて、現在または以前に助言の提供またはそれと類似したサービス\*を受けた組織の名称を認証機関に知らせる。

\*品質または環境のマネジメントシステムの設計、実施、維持を支援するサービス。製品またはサービスの品質の実現または向上を支援するサービス。登録証の取得またはその準備を支援するための一般的な業務。企業の品質システムへの全面的または部分的対応。マニュアル、ガイド、手順の作成。

## 条項 5.2 : 認証に関する義務事項

### 条項 5.2.1 : 認証サイクル

企業には以下が要求される。

- マネジメントシステムの初回認証サイクル期間中、2段階を踏む初回現地審査を受け入れる。認証契約に記録された企業からの要請で、第二段階審査を第一段階審査直後に実施する場合は、第二段階審査の準備において第一段階審査の結果が利用できないことを企業は受け入れる必要がある。
- 個別契約条件で規定される年に一度のサーベイランス審査全て、ならびに、適切な場合、認証機関が必要と判断したあらゆる追加審査を受け入れる。

登録証の有効期間中のサーベイランス審査の回数は、最低2回である。特に、マネジメントシステムの初回認証サイクル期間中の最初のサーベイランス審査は、初回認証審査終了から最大12ヶ月以内に実施しなければならない。審査および追加審査の費用は、企業が負担するものとする。

- 苦情や認証に影響を与えるその他外部的事象を受け、認証機関からの要請に応じて全ての必要な回答を提供する。
- 登録証の有効期間中は規格条件に遵守する。

### 条項 5.2.2 : 例外的な追加審査

通常とは異なる詳細な審査は、企業が契約義務事項に不準拠であるとの情報を認証機関が有している場合に開始されるものとする。

この情報の正当性が証明されない場合、当該審査に係る費用は認証機関が負担するものとする。そうでない場合は、企業が費用を負担するものとする。

### 条項 5.3 : 情報伝達の義務事項

企業は、認証の対象となる活動が、法律および／または規制の規定事項の適用対象となっているかどうかについて認証期間に連絡をしなければならない。このような規定事項の順守は、ひとえに企業の責任となる。

企業は、国内、欧州、または国際的レベルにて、認証を理由に、法律または規制に基づく当局の査察の軽減を認められた場合、または、法律または規制上の手続きの一部としての認可を受けた場合、その旨を認証機関に通知する。そのような状況で、認証が一時停止、もしくは取り消された場合は、企業は即時、当局に通知する。

企業は、重大な変更は全て、特に、企業の名称・存立、従業員、事業の組織体制、マネジメントシステムの組織体制、意思決定権限を有する人々およびその代理人に関して変更が生じた場合は、遅滞なく、認証機関に通知しなければならない。認証機関は、そのような変更事項が認証維持に与える影響を評価することがある。

上述のような変更が生じる場合、登録証の保有者は、移行期間から最終実施に至るまでの間、新しいシステムおよび／または業務の状態の規格要求事項への適合を確実に維持するための手立てを講じることが望ましい。このような様々な状態のシステムおよび／または業務について、その明確化および監視ができるようにする必要がある。疑義が生じた場合、企業は、その問題に共に対応するため、認証機関に状況を通知する責任を有する。

条項 5.4 : 商標の使用と認証に関する言及  
登録証の有効期間中、企業は、商標の使用に関する規則に従い、特にそのウェブサイトにおいて、認証や付属書類については言及してはならない。企業は、また、そのウェブサイトで言及している商標を自らの登録証および／またはウェブサイトに直接リンクさせることができる。しかし、企業のウェブサイトの記載内容が、その企業の倫理、または AFNOR グループの倫理、または適用される法律および規制に沿ったものではない、あるいは国家、または国際的規範を記した法律文書に違反していると認証機関が見做した場合、企業には要請に応じて遅滞なくそのリンクを削除する義務がある。登録証の有効期間が切れた後は、企業は商標を使用してはならない。

#### 条項 5.5 : 認証契約の終了

いかなる理由であれ(未更新または取り消し)、登録証が失効した場合、通知後、企業には以下を行なうことが求められる。第一に、登録証に関するあらゆる引用および商標を全ての文書および宣伝用の媒体から削除し、その後は認証に関する引用を行わないものとする。

企業は、アフノールジャパンが要請したときに提示できるよう、自らが使用した技術文書および宣伝用資材全てを網羅した一覧を用意することとなる。

#### 条項 6 : 機密保持

認証機関は認証の付与、一時停止、軽減または解除に係る情報を公表するものとする。とりわけ、企業は登録証の有効期間中、登録証に記載されたいかなる情報をも公開し、認証機関のウェブサイトやその認証済み企業一覧にも、当該の情報を恒久的に言及する権限を認証機関に付与する。

従業員または、審査員、サービス提供者、審査に関与しない立会人、ならびに認証プロセスに関与するその他のあらゆる要員には、業務上機密保持義務が課せられる。

また、認証機関には、契約の履行中に知り得たいいかなる情報も、企業からの事前の書面による同意なしに、他のいかなる人に対しても、たとえ部分的であっても開示しないことが義務付けられる。

法律によって第三者に情報を開示することが求められる場合、法律で規定された枠内で、認証機関は、企業にその情報を伝える。

しかし、認証機関は、企業について所有しているいかなる情報についても AFNOR グループの構成員に伝達することが認められている。ただし、審査報告書に記載されている純粋に専門的な情報については、この限りではない。伝達が認められている情

報とは、企業の識別、個々の規格、合意した条件に関するものである。

認証機関とその他 AFNOR グループのメンバーは、宣伝用資料の中で、企業の名称を言及することが可能である。

当条項の記載事項は契約が終了後、5 年間は適用されるものとする。

#### 条項 7 : 支払い条件

##### 条項 7.1 : 料金

認証機関、もしくは必要である場合は地域オフィスに支払われるべき料金は申し出の個別契約条件に規定される。

審査の実施に関わる宿泊および移動の費用(交通費および宿泊)は、企業が負担するもので、認証機関、もしくは必要であれば地域オフィスに対して費用の払い戻しをするものとする。

いかなる理由であれ、登録証発行の手続きが中断した場合も、認証機関が実施もしくは請け負った業務への費用は、認証機関へ支払うものとする。

一度は審査の実施日程を受け入れながら、審査開始に先立って、企業が審査を延期または一方的に取り消した場合、認証機関は、審査が実施されていたとしたら請求されていた金額の 30% の支払いを企業に求める権利を留保する。

##### 条項 7.2 : 支払い

初回認証の場合、請求書は認証機関、もしくは必要性に応じて地域オフィスにより、下記に記載されているスケジュール通りに発行される; 署名日に 30%、残高は認証機関により決定された日を以って支払われること。年に一度のサーベイランス審査と更新審査の場合、請求書は各決定事項に沿って発行されるものとする。

書面により交わされた契約同意書が存在しない場合、料金は請求書に記載された日付より 30 日以内に、小切手または銀行口座振込により支払われるものとし、支払い期限前における請求書決済に係る割引は適用されないものとする。

支払い期限を超過した支払いに関しては、欧州中央銀行により設定された金利に 10 ポイント加算したものに相当する違約金が課されるものとする。違約金は遅延された期間に遅延された金額を基に算出され、いかなる事前通知無しに、支払いが受領された日は遅延された期間に含むものとする。

条項 7.3 : 国際銀行業務に係る税金及び手数料  
認証機関の国家地域外で実施されたサービスがある場合、企業は、当局および／または該当する地元当局に対して、当支払いに伴い発生する直接および間接の国税および／または地方税を支払い、

その納税の証拠となる必要文書を、認証機関の要請に応じて、提供する。  
各当事者は、当支払いに伴う銀行手数料のそれぞれの該当分を負担する。

#### 条項 8 : 認証スコープの軽減と一時停止

認証スコープを軽減する決定は、企業が認証スコープ内でいかなる認証条件に遵守しない場合になされるものとする。

以下の場合、企業に対する認証の一時停止の判断が下されることがある。

- 企業からの要請による場合。特に、組織再編により一時的に規格への適合が保てなくなる場合。
- 規格からの逸脱に基づき、認証機関が開始する場合、もしくはマネジementシステム実施を疑問視する審査報告書が連続的に発行された場合。

この一時停止の期間は、企業からの要請の場合は最大 12 ヶ月間、認証機関からの要請の場合は最大 6 ヶ月間となる。

前述期間には一時停止を取り消し、マネジement計画を実行、そして 6 ヶ月を超えるいかなる一時停止に係る枠組み審査を行う為に実施される措置を含むものとする。認証機関は、そのウェブサイトの記載事項を含んだ情報を通し、一時停止が企業、あるいは認証機関どちらの要請に応じて行われたかを記載する。認証機関より認証の一時停止通知があった際は、企業は認証に関する言及を含む商業的、そして／または技術的文書を発行しない、そしていかなる方法によっても当該事項を言及しないことを保証する。万が一、認証スコープが軽減された場合、企業は認証に係るいかなる刊行文書の修正を行う。

認証の保留を解除するには、認証機関はマネジementシステムの完全審査、もしくは初期段階で計画されたサーベイランス審査のどちらかを実施すること。その際、審査期間が延長されることもある。実施された審査結果に依り、認証機関は認証の一時停止を解除、または認証の取り消しについて最終決定を下す。

なお、認証の一時停止に伴い、当該認証の有効期限が延長されることはないものとする。

#### 条項 9 : 契約解除

企業が、一時停止解除のために必要な措置を講じなかった場合、登録証は撤回され、本契約は、法律上当然に解除される。

さらに、何れかの当事者がその義務を履行しない場合、他方の当事者からその当事者に通知が届き、その通知の受理から 1 ヶ月以内に義務を履行する

よう促されることがある。この通知の効果が全く無い場合、通知を送付した当事者は、受領確認付きの書留郵便により、受理より 2 ヶ月の期間をおいた後は、いかなる時点でも本契約を解除することができる。本契約の解除は、認証の取り消しを示唆する。

認証機関による義務違反の根拠が明確にされないまま、企業の要請で本契約を解除する場合は全て、企業は、支払い済みの金額についてはその返済を求めることはできず、さらに、未払金額の 20% に相当する違約金を認証機関に支払うものとする。本契約の解除にあたっては、認証機関には、解除により不要となった全文書を破棄し、さらに／または、企業からの要請があれば、提供されていた全文書を企業に返却する義務があるものとする。

#### 条項 10 : 法的責任

認証機関には、その業務の実施に必要な手段を提供する。認証機関は、誤りまたは過失があった場合にのみ、その法的責任を問われるもので、この場合、その証拠を提供するのは企業の役割となる。

この場合、損害、損失、費用、支出、その他の専門職業責任を負うべき損失に関する認証機関の企業に対する義務は、その損失の状況、性質、重大性がいかなるものであれ、一日の審査料金の 15 倍に相当する金額を超えないものとする。

企業は、その登録証の使用について単独で責任を有する。ここで、登録証とは審査の証となるものであり、いかなる保証も存在するものではない。それゆえ、第三者からの異議を受けた場合、企業には、登録証の価値に関わる解釈について、認証機関の法的責任を関与させない義務を有する。

認証機関による、登録証および／またはその他のあらゆる文書のあらゆる媒体による発行、またはあらゆる介入は、企業が、過去、現在、未来において、法律および／または規制を順守していることを示唆するものではない。

同様に、登録証の発行は、それにより、特に国家当局または国際的な当局が発行したいかなる規制および／または法律の要求事項への適合を通知するものではない。

#### 条項 11 : 雑則

何れかの当事者が、本契約書に基づく何れかの権利、法的救済措置、または特権の行使において、あるいは取引過程において、不履行または遅滞があった場合も、それらの権利放棄とはならない。本契約の条項の一つが、発効中の規制に反している、または反することになる場合、その条項は無効となるが、それにより本契約自体が効力を

失うわけではない。その場合、各当事者は、本契約の経済的均衡に影響を与えることなく、その対象の条項を類似した規定に置き換えるよう努力するものとする。

#### 条項 12 : 適用法および紛争の解決

条項 12.1 : 認証機関が AFNOR Certification である場合、本契約はフランス国法に基づいて解釈され、準拠するものとする。本契約の解釈、設立、履行に関する紛争が発生した場合、当事者は友好的解決を試みることに同意する。万が一それが奏功しなかった場合は、異議の申し立てはパリの商業裁判所の独占的管轄区域にて行う。

条項 12.2 : 認証機関が AFAQ-EAQA 社である場合、本契約は英国法に基づいて解釈され、準拠するものとする。

本契約の解釈、設立、履行に関する紛争が発生した場合、当事者は友好的解決を試みることに同意する。万が一それが奏功しなかった場合は、異議の申し立ては英国裁判所の独占的管轄区域にて行う。

*AFNOR Certification - SAS with capital of 18 187 000 € - 479 076 002 RCS Bobigny*

*11 rue Francis de Pressensé, 93210 La Plaine Saint Denis - France - T. +33 (0)1 46 11 37 00 - F. +33 (0)1 46 11 37 77*

*AFAQ-EAQA Ltd - Registered in England No.2698859*

*Regus House, Victory Way, Admirals Park, Crossways, Dartford DA2 6QD - UK - T. +44 (0)1322 303358 - F. +44 (0)1322 303357*

# 事前審査訪問に係わる一般契約条件

## 条項 1 : 定義

「AFNOR グループ」とは、アフノールが直接的、または間接的に株式を保有、または主な影響力を有する、もしくは管理あるいは経営機関を任命するアフノール関連会社や合併企業を含むグループ会社を指す。

「認証機関」とは登録証を発行する権限を有し、個別契約条件の元で指名された AFNOR Certification、および／または AFAQ-EAQA 社、AFNOR グループのいかなる構成員を指す。

「企業」とは一つ以上の事前審査訪問申請を行っている、あるいは事前審査訪問を受けた法人を指す。

「地域オフィス」とは認証機関による事前審査訪問サービスの販売を行っている法人を呼ぶ。地域オフィスは AFNOR グループのいかなる関連会社、もしくは代理店を指す。

「個別契約条件」とはこれらの一般契約条件を明記した契約条件を指し、選択された規格に該当する申し出、そして一つ以上の専門付属書類からなる。

## 条項 2 : 契約の枠組み

本契約は、認証機関と企業との間の関係について規定するもので、一般契約条件と個別契約条件により構成される。なお、本契約は、他のあらゆる文書に優先して適用される。

## 条項 3 : 目的

本契約の目的は、企業は、一つまたは複数の規格に基づき、前述企業が認証を取得する可能性を視野に入れた企業の事前審査訪問の実施条件を詳細に述べるものである。

## 条項 4 : 認証機関の義務事項

現地での事前審査は下記を含むものとする：

- オープニング会議やプレゼン会議
- マネジメントシステムに係る文書に基づく規定の研究と分析
- 職員による建物や作業場に関する調査、そしてその実施や費用に係わる審査
- サマリー会議や審査員の第一所見など口頭による決定事項

事前審査の現地訪問終了後数日中に認証機関により発行された報告書は、認証機関により審査日について企業からの回答に基づいて作成される。その結果、企業より審査員に提供された情報を基

に実施された事前審査訪問は認証審査、または登録証に係る精密審査の結果を予断するものではない。審査報告書は、認証機関により事前通知なしに変更される可能性がある標準書式に従って発行される紙媒体の文書である。認証機関は前述の報告書に記載された言及事項、そして／または特有の記号の何れについても、いつでも加筆または削除する権利を留保しているものとする。

## 条項 5 : 企業の義務事項

企業は、事前審査の訪問業務を促進する目的で認証機関に協力し、そして認証機関に支払うべきいかなる金額をも支払うことを保証する。企業は、自らが法的要求事項に適合していることを明示する。

特に、ここでは以下の事項が企業に要求される：

- 認証機関またはその正規の代理人に対して、必要なあらゆる作業文書、とりわけ企業により使用される文書を提供する。
- 審査を行なう事業所に赴き、事前審査訪問で必要となるあらゆる備品を使用するための手段を認証機関に提供する。
- 事前審査訪問の適切な遂行を手助けするために必要なあらゆる措置を講じる。

認証機関より派遣されたあらゆる要員のため、安全衛生に関する規則全てが、適用される法律・規制に確実に適合しているようにする。

正確かつ漏れのない情報を認証機関に提供し、審査プロセスに影響を与えるあらゆる種類のあらゆる情報を提供する。とりわけ、企業は自らが受けた過去の認証および／または審査プロセス、ならびにその結果を通知する。

## 条項 6 : 機密保持

認証機関は、契約の履行中に知り得たいかなる情報も、企業からの事前の書面による同意なしに、他のいかなる人に対しても、たとえ部分的であっても開示しないことを保証する。いかなる審査に関与しない立会人も機密保持義務に拘束されるものとする。

法律によって第三者に情報を開示することが求められる場合、法律で規定された範囲内で、認証機関は企業にその情報を通達するものとする。しかし、認証機関は、企業について所有しているいかなる情報についても AFNOR グループの構成員に通達することが認められる。ただし、審査報告書に記載されている純粋に専門的な情報については、この

限りではない。伝達が認められている情報とは、企業の識別と個々の規格に関するものである。認証機関と AFNOR グループのその他いかなる構成員は、宣伝用資料で企業の名称を言及することが可能である。

#### 条項 7 : 伝達

企業は、事前審査訪問を受けて発行された審査報告書に修正を加えることなく、報告書全体として開示することを保証する。

#### 条項 8 : 支払い条件

##### 条項 8.1 : 料金

認証機関、または地域オフィスに対して支払うべき料金は、申し出の個別契約条件で規定される。

上記の料金は不変であり、事前審査訪問の実施に関わるサービス料金(事前審査訪問や訪問に必要なとなる書類や報告書のオフサイトでの準備)や宿泊および移動の費用を含むものとする。

一度は審査の実施日程を受け入れながら、審査開始に先立って、企業が事前審査訪問を一方的に取り消した場合、認証機関、または必要に応じて地域オフィスは、事前審査が実施されていたとしたら請求されていた金額の 30% の支払いを企業に求める権利を留保しているものとする。

しかし、業務指示が発行されている事前審査訪問は、前述の業務指示が出された日より一回最長 6 ヶ月延期出来るものとする。その期間後は、業務は取り消されたものとみなされ、企業は認証機関、または必要に応じて地域オフィスに上記で記載された定額賠償金を支払うものとする。

認証機関に指示書に記載された日付の少なくとも 2 週間までに通知が行われる場合は、延期要請は付与されることもある。

##### 条項 8.2 : 支払い

認証機関、または必要に応じて地域オフィスは、報告書を送付次第、請求書を発行する。

書面により交わされた契約同意書が存在しない場合、料金は請求書に記載された日付より 30 日以内に、小切手または銀行口座振込により支払われるものとし、支払い期限前における請求書決済に係る割引は適用されないものとする。

支払い期限を超過した支払いに関しては、欧州中央銀行により設定された金利に 10 ポイント加算したものに相当する違約金が課されるものとする。違約金は遅延された期間に遅延された金額を基に算出され、いかなる事前通知無しに、支払いが受領された日は遅延された期間に含むものとする。

条項 8.3 : 国際銀行業務に係る税金及び手数料  
認証機関の国家地域外で実施されたサービスがある場合、企業は、当局および／または該当する地元当局に対して、当支払いに伴い発生する直接および間接の国税および／または地方税を支払い、その納税の証拠となる必要文書を、認証機関の要請に応じて、提供する。

各当事者は、当支払いに伴う銀行手数料のそれぞれの該当分を負担する。

#### 条項 9 : 法的責任

損害賠償、損失、費用、その他の認証機関が専門職業責任を負うべき損失に関する認証機関の企業に対する義務は、その損失の状況、性質、重大性がいかなるものであれ、企業が選択した事前審査訪問料金の 15 倍に相当する金額を超えないものとする。

企業は、その審査報告書の使用について単独で責任を有するものである。ここで、審査報告書とは審査の証となるものであり、いかなる保証も存在するものではない。それゆえ、第三者からの異議を受けた場合、企業には、報告書の価値に関わる解釈について、認証機関の法的責任を関与させないことに同意する。

認証機関による、審査報告書および／またはその他のあらゆる文書のあらゆる媒体による発行、そしてあらゆる措置の実施は、企業が、過去、現在、未来において法律および／または規制を順守していることを示唆するものではない。同様に、いかなる審査報告書の発行も、それにより、特に国家当局または国際的な当局が発行したいかなる規制および／または法律の要求事項への適合を通知するものではない。

#### 条項 10 : 雑則

何れかの当事者が、本契約書に基づく何れかの権利、法的救済措置、または特権の行使において、あるいは取引過程において、不履行または遅滞があった場合も、それらの権利放棄とはならない。本契約の条項の一つが、発効中の規制に反している、または反することになる場合、その条項は無効となるが、それにより本契約自体が効力を失うわけではない。その場合、各当事者は、本契約の経済的均衡に影響を与えることなく、その条項を類似した規定に置き換えるよう努力しなければならない。

## 条項 11 : 適用法および紛争の解決

11.1. 認証機関が AFNOR Certification である場合、本契約はフランス国法に基づいて解釈され、準拠するものとする。本契約の解釈、設立、履行に関する紛争が発生した場合、当事者は友好的解決を試みることに同意すること。万が一それが奏功しなかった場合は、異議の申し立てはパリの商業裁判所の独占的管轄区域にて行う。

11.2. 認証機関が AFAQ EAQA 社である場合、本契約は英国法にに基づいて解釈され、準拠するものとする。  
本契約の解釈、設立、履行に関する紛争が発生した場合、当事者は友好的解決を試みることに同意すること。万が一それが奏功しなかった場合は、異議の申し立ては英国裁判所の独占的管轄区域にて行う。

*AFNOR Certification - SAS with capital of 18 187 000 € - 479 076 002 RCS Bobigny*

*11 rue Francis de Pressensé, 93210 La Plaine Saint Denis - France - T. +33 (0)1 46 11 37 00 - F. +33 (0)1 46 11 37 77*

*AFAQ-EAQA Ltd - Registered in England No.2698859*

*Regus House, Victory Way, Admirals Park, Crossways, Dartford DA2 6QD - UK - T. +44 (0)1322 303358 - F. +44 (0)1322 303357*